量低量金

ご存知ですか

下回ったう法律違反!

最低賃金は、法に基づいて国が定める賃金の 最低額です。給料が最低賃金を下回る場合に は、その差額を請求することができます。

毎年、見回されます!

毎年、都道府県ごとに見直しが行われます。

派遣先の最低賃金を適用!

派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先 の地域の最低賃金が適用されます。

深夜勤務は25%アップ!

深夜勤務の場合には、深夜割増25%が加算 されます。この他、時間外割増や休日割増が 加算されるケースもあります。

あなたの街愛知県の 地域別最低賃金は

845 時給

午後10時~午前5時に

1,056円

2016年10月1日~



おかしいな?と思ったら「なんでも労働相談ダイヤル」へ



0120-154-052



日本労働組合総連合会愛知県連合会(連合愛知) http://www.rengo-aichi.or.jp

連合愛知

あなたの給料が最低賃金を

クリアしているかチェック



給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。 ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当※

※精皆勤手当·通勤手当·家族手当は除く

対象 でない

- ●ボーナス ●残業代 ●精皆勤手当
- ●通勤手当 ●家族手当 ●その他臨時の手当

STEP 2

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。 就業規則や契約書等からわかります。

それをもとに下記計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人

時給額 そのままでOK!

日給の人

日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人

週給額 ÷(1日の所定労働時間×週の所定労働日数)

月給の人

月給額 ÷(1 日の所定労働時間×年間所定労働日数÷12)

歩合給の人

連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください。

STEP 3

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。



おかしいな?と思ったら 「なんでも労働相談ダイヤル |へ!







日本労働組合総連合会(連合) 🔯 0120-154-052

連合

